

当座勘定規定（みずほパーソナルチェック）新旧対比表

（注）改定箇所は下線表示する

改定前		改定後		改定事由
第7条	<p>小切手、手形の支払い等</p> <p>⑤当座勘定の払い戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振り出した小切手を使用してください。</p>	第7条	<p>小切手、手形の支払い等</p> <p>⑤当座勘定の払い戻しの場合には、本人<u>もしくは</u>代理人が自己の名義で振り出した小切手<u>または本人もしくは代理人が自己の名義で記載した当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>⑥前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合には、<u>当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>	当座勘定の払い戻しにあたり、当行所定の払戻請求書を追加することにかかる改定。
第12条	<p>手数料等の引き落とし</p> <p>①当行が受け取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができますものとします。</p>	第12条	<p>手数料等の引き落とし</p> <p>①当行が受け取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができますものとします。</p>	当座勘定の払い戻しにあたり、当行所定の払戻請求書を追加することにかかる改定。
第15条	<p>届出事項の変更</p> <p>①小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届け出てください。</p>	第15条	<p>届出事項の変更</p> <p>①小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>当行所定の方法によって</u>取引店に届け出てください。</p>	届出事項の変更等にあたり届け出る方法の改定。
第17条	<p>署名鑑照合等</p> <p>①小切手、手形または諸届書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その小切手、手形または諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	第17条	<p>署名鑑照合等</p> <p>①小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	当座勘定の払い戻しにあたり、当行所定の払戻請求書を追加することにかかる改定。
—	(2022年11月4日現在)	—	<u>(2024年12月2日現在)</u>	—